

		(6) 切削動力及びトルク	1件		2,440	1,220		3,990	2,410
		3 電子に関する試験							
		(1) ノイズ耐性試験	1件		1,880			2,310	
		(2) ノイズ測定	1件		3,560			4,620	
		(3) 電流測定、電圧測定及び周波数測定	1件		1,680	400		2,310	800
		(4) プログラム解析	1件		3,040			4,620	
		(5) 形状確認	1件		3,040			4,720	
		(6) 電波伝送反射特性測定	1件		3,780			4,620	
		4 油脂類に関する試験							
		(1) 化学試験	1件		3,660	2,240		5,350	2,940
		(2) 物理試験	1件			2,020			3,040
		5 木竹材料及びその製品に関する試験							
		物理試験	1件	4,060	2,640	1,220	6,930	4,620	2,310
		6 燃料類に関する試験							
		(1) 一般	1件			3,040			4,830
		(2) 発熱量	1件			3,660			4,620
		(3) 全硫黄	1件	6,720			9,660		
		7 工業用水及び廃水に関する試験							
		化学試験	1件	4,280	3,460	1,620	7,140	5,040	2,520
		8 その他の化学試験及び物理試験							
		(1) 化学試験	1件	3,460	2,440	1,620	5,040	2,730	2,310
		(2) 物理試験	1件	3,260	2,240	1,220	4,830	2,730	2,310
	図案調製等	1 図案調製	1件	30,240			30,240		
		2 図面調整	1枚	6,100			6,720		
食品 産業 関係	試験	1 食品類に関する試験							
		(1) 微生物	1件	7,320	4,480	2,840	10,080	7,140	4,620
		(2) 酵素	1件	5,500	4,280	3,260	7,770	7,140	5,770
		(3) 食品添加物	1件	6,320	3,860	2,730	9,550	4,720	2,730
		(4) 異物	1件			2,020			3,460
		(5) 容器又は包装	1件	8,340	4,680	2,240	13,650	7,140	3,460
		2 その他の化学試験及び物理試験							
		(1) 化学試験	1件	3,460	2,440	1,620	5,040	2,730	2,310
		(2) 物理試験	1件	3,260	2,240	1,220	4,830	2,730	2,310
窯業 関係	試験	1 機械的性能試験	1件			1,420			2,310
		2 一般物理的性能試験							
		(1) 粉末細度	1件		3,660	2,640		5,040	3,250
		(2) 吸水率	1件			1,620			2,410
		(3) 粒度試験	1件	7,980			9,130		
		(4) 耐風試験	1件	7,560			9,240		
		(5) 耐震試験	1件	4,400			5,350		
		3 耐火度試験	1件	9,970			9,970		
		4 熱膨張率試験	1件			6,100			9,450
		5 耐寒度試験	1件	9,980			10,920		
		6 測色試験	1件			3,980			4,510

		7 焼成試験								
		(1) ガス炉	1件	27,820			27,820			
		(2) 電気炉	1件	22,050			22,050			
	はい土、ゆう薬、顔料等調製及び加工	はい土、ゆう薬、顔料等調製及び加工	1件	25,510			25,510			
	図案調製	図案調製	1件	29,140			30,450			
繊維 産業 関係	試験	1 化学試験	1件	2,640	940	800	3,250	940	840	
		2 物理試験	1件	2,440	1,220	800	3,250	1,570	1,470	
	染織整理等 試作加工	1 精練漂白								
		(1) 綿、化学合成繊維	1キログラム	520	420	310	520	420	310	
	(2) チーズ、さらしのり付乾燥	1キログラム	520	420	310	520	420	310		
	2 染色	(1) 人絹糸	1キログラム	600	400	200	1,200	800	400	
		(2) 絹糸	1キログラム	1,000	600	400	1,780	1,200	800	
		(3) 化学合成繊維糸	1キログラム	1,050	730	520	1,050	730	520	
		(4) チーズ染色乾燥	1キログラム	940	630	520	940	630	520	
		(5) かすり染色	1キログラム	1,420	1,000	600	1,570	1,360	1,050	
		(6) 後染加工	1キログラム	1,260	940	840	1,260	940	840	
		(7) なつ染	1メートル		2,640	1,820		3,040	2,200	
		(8) 無製版なつ染	1メートル	5,560			5,560			
	3 より糸	(1) 片より	1キログラム			400			800	
		(2) もろより	1キログラム	600	400	200	1,200	800	400	
		(3) 強より	1キログラム		600	400		1,200	800	
		(4) 飾糸	1キログラム		1,420	1,000		2,840	1,570	
	4 製織	(1) 交織織物	1メートル		400	200		800	400	
		(2) 綿、その他織物	1メートル		400	200		800	400	
(3) 化学合成繊維織物		1メートル	600	400	200	1,200	800	400		
(4) ジャガードパイル織物		1メートル	800	400	200	1,360	730	400		
(5) ドビーパイル織物		1メートル		400	200		730	400		
(6) 普通パイル織物		1メートル		400	200		730	400		
(7) 特殊パイル織物		1メートル	1,000	600	200	2,000	1,200	400		
(8) 製織準備料		1件	23,240	15,680	9,580	32,230	20,680	13,750		
5 整経	10メートル	600	400	200	1,050	800	400			
図案調製	図案調製	1件	23,020			28,660				
紙産 業関 係	試験	1 物理試験	1件	5,900	3,460	1,820	6,720	4,510	2,200	
		2 化学試験	1件	7,120	5,900	3,860	10,600	7,140	4,620	
	3 応用試験	(1) 紙葉調製	1件	6,720			10,290			
		(2) こう解試験	1件		5,500	2,020		7,770	4,040	
共通	分析	1成分	3,460	2,840	1,420	5,140	4,720	2,310		

	2 定量分析	1 成分	6,100	4,280	1,620	6,510	5,560	2,410
	3 特殊分析	1 成分	18,690	4,820		18,690	5,040	
膳本	膳本	1部又は1枚			500			500

注1 「A」、「B」及び「C」とは、次の区分をいう。

「A」 試験等の作業が非常に複雑であり、かつ、特に多額の経費を要するもの

「B」 試験等の作業がやや複雑であり、かつ、標準以上に経費を要するもの

「C」 試験等の作業、経費ともに普通のもの

2 A欄のみに掲げる試験等の手数料の額については、その額の範囲内で所長が定める額とする。

3 細別の欄に掲げる試験等以外のものについては、条例別表に定める額の範囲内で所長が定める額とする。

6 第6条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表の規定は、施行日以後の分析等の依頼又は施設の使用の申請に係る使用料について適用し、施行日前の分析等の依頼又は施設の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第19号

愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則

愛媛県立医療技術大学学則（平成15年愛媛県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（単位の授与）</p> <p><b>第28条</b> 授業科目を履修した者には、試験その他の学修の評価により、所定の単位を与えるものとする。</p> <p>2 学修の評価の方法及び _____ 基準は、教授会の議を経て学長が定める。</p>	<p>（単位の授与）</p> <p><b>第28条</b> 授業科目を履修し、その試験に合格した者には _____、所定の単位を与えるものとする。</p> <p>2 単位の認定の方法及び学修の評価の基準は、教授会の議を経て学長が定める。</p>

別表を次のように改める。

別表（第25条、第39条関係）

1 看護学科の授業科目及び単位数

区 分	授 業 科 目	単位数			卒業に必要な単位数
		必修	選択	自由	
共通教育科目	科学論	1			必修科目2単位及び選択科目6単位以上
	愛媛の文化	1			
	国際文化コミュニケーションA		1		
	国際文化コミュニケーションB		1		
	現代メディア論		1		
	性と健康		1		
	社会学		2		
	文学		2		
	哲学		2		
	法学		2		
	文化人類学		2		
	環境科学		2		
	大学コンソーシアムえひめ「共同授業」		2		
基礎科目	初学者ゼミ	1			必修科目16単位並びに選択科目生物学、化学又は物理学の中から1単位以上及びスポーツA、スポーツB又はエクササイ
	基礎ゼミ	1			
	研究の基礎	1			
	日本語表現法	1			
	基礎科学A（生物コース）			1	
	基礎科学B（化学コース）			1	

		基礎科学C(物理コース)			1	ズの中から1単位以上
		生物学		1		
		化学		1		
		物理学		1		
		情報科学	2			
		統計学	1			
		生命科学	1			
		生命倫理	1			
		心理学	2			
		コミュニケーション論	1			
		英語	1			
		英語	1			
		英会話	1			
		英会話	1			
		スポーツA		1		
		スポーツB		1		
		エクササイズ		1		
専 門 基 礎 科 目	医療の 基礎	医療概論	1			必修科目4単位
		医療と法	1			
		医療と安全	1			
		チーム医療	1			
	人間の 身体と 精神	人体の構造・機能	1			必修科目6単位及び 選択科目1単位以上
		人体の構造・機能	1			
		人体の構造・機能	1			
		生命活動と代謝	1			
		保健行動論	1			
		生涯発達心理学	1			
		カウンセリング入門		1		
		人間工学		1		
	ヒトの遺伝学		1			
	疾病の 成り立 ちと回 復	疾病発生の機序	1			必修科目9単位及び 選択科目リハビリテ ーション医療、放射 線医学又は社会のし くみと健康の区分医 療と経済の中から1 単位以上
		感染と免疫	1			
		臨床病態学	1			
		臨床病態学	1			
		臨床病態学	1			
		臨床病態学	1			
		薬と健康	2			
食と栄養		1				
リハビリテーション医療			1			
放射線医学		1				
社会の しくみ と健康	医療と経済			1	必修科目8単位	
	社会保障制度論	2				
	保健福祉行政論	2				
	公衆衛生学	2				
	疫学	1				
	保健統計学	1				
専 門 科 目	基 礎 看 護 学	看護学概論	1		必修科目12単位	
		看護倫理	1			
		基礎看護方法論 (基盤となる援助技術)	1			
		基礎看護方法論 (生活援助技術)	2			
		基礎看護方法論 (治療に伴う援助技術)	2			
		フィジカルアセスメント	1			

		看護過程	1				
		基礎看護学実習 (生活と治療に伴う援助)	1				
		基礎看護学実習 (看護過程)	2				
専 門 分 野 二	成 人 看 護 学	成人看護対象論	1			必修科目12単位	
		急性期看護方法論	2				
		慢性期看護方法論	2				
		終末期・緩和ケア方法論	1				
		急性期看護論実習	3				
		慢性期看護論実習	3				
	老 年 看 護 学	老年看護対象論	1			必修科目 6 単位	
		老年看護方法論	2				
		老年看護学実習	3				
	小 児 看 護 学	小児看護対象論	1			必修科目 5 単位	
		小児看護方法論	2				
		小児看護学実習	2				
	母 性 看 護 学	母性看護対象論	1			必修科目 5 単位	
		母性看護方法論	2				
		母性看護学実習	2				
	精 神 看 護 学	メンタルヘルス論	1			必修科目 6 単位	
		精神看護対象論	1				
		精神看護方法論	2				
		精神看護学実習	2				
	統 合 ・ 発 展 分 野	地 域 ・ 在 宅 看 護 学	地域看護学概論	1			必修科目15単位
			地域看護方法論	2			
ヘルスプロモーション活動論			2				
地域ケアマネジメント論			1				
家族看護論			1				
在宅看護論			2				
在宅看護論実習			2				
地域看護学実習		4					
統 合 科 目		ふれあい実習	1			必修科目 8 単位	
		技術特論	1				
	総合実習	2					
	看護管理	2					
	看護研究	2					
発 展 科 目	メンタルヘルス論		1		選択科目メンタルヘルス論、住環境と福祉用具、現代社会と女性の健康又は新生児・未熟児の看護と家族支援の中から2単位以上及び選択科目がん看護、認知症ケア、看護教育学		
	住環境と福祉用具		1				
	現代社会と女性の健康		1				
	新生児・未熟児の看護と家族支援		1				
	がん看護		1				
	認知症ケア		1				
	看護教育学		1				
	特別看護講座		1				

					又は特別看護講座の中 から2単位以上	
	助産学	助産学概論	1		必修科目12単位（助産学の 選択者以外は受講できない。）	
		助産診断・技術学	2			
		助産診断・技術学	3			
		助産学実習	6			
計			126	38	3	合計128単位以上（助産学の 選択者にあつては、140単位以上）

## 2 臨床検査学科の授業科目及び単位数

区 分	授 業 科 目	単位数			卒業に必要な単位数
		必修	選択	自由	
共通 教 育 科 目	科学論	1			必修科目2単位及び 選択科目6単位以上
	愛媛の文化	1			
	国際文化コミュニケーションA		1		
	国際文化コミュニケーションB		1		
	現代メディア論		1		
	性と健康		1		
	社会学		2		
	文学		2		
	哲学		2		
	法学		2		
	文化人類学		2		
	環境科学		2		
	大学コンソーシアムえひめ「共同授業」		2		
	基礎科 目	初学者ゼミ	1		
基礎ゼミ		1			
研究の基礎		1			
日本語表現法		1			
基礎科学A（生物コース）				1	
基礎科学B（化学コース）				1	
基礎科学C（物理コース）				1	
生物学			1		
化学			1		
物理学			1		
情報科学		2			
統計学		1			
生命科学		1			
生命倫理		1			
心理学		2			
コミュニケーション論		1			
英語		1			
英語		1			
英会話		1			
英会話		1			
スポーツA		1			
スポーツB		1			
エクササイズ		1			

専 門 基 礎 科 目	医療の 基礎	医療概論	1			必修科目 4 単位
		医療と法	1			
		医療と安全	1			
		チーム医療	1			
	人間の 身体と 精神	人体の構造・機能	1			必修科目 7 単位及び 選択科目生涯発達心 理学、カウンセリング 入門、人間工学、 疾病の成り立ちと回 復の区分リハビリテ ーション医療、放射 線医学、社会のしく みと健康の区分医療 と経済、社会保障制 度論又は保健福祉行 政論の中から 2 単位 以上
		人体の構造・機能	1			
		人体の構造・機能	1			
		人体の構造・機能実習	2			
		ヒトの遺伝学	1			
		患者家族の心理	1			
生涯発達心理学			1			
カウンセリング入門			1			
人間工学		1				
疾病の 成り立 ちと回 復	臨床病態学	1			必修科目 6 単位	
	臨床病態学	1				
	臨床病態学	1				
	薬と健康	2				
	食と栄養	1				
	リハビリテーション医療		1			
	放射線医学		1			
社会の しくみ と健康	医療と経済		1		必修科目 5 単位	
	社会保障制度論		2			
	保健福祉行政論		2			
	環境衛生学	1				
	公衆衛生学	2				
	公衆衛生学実習	1				
	疫学	1				
検査の 基礎	分析化学	2			必修科目 9 単位	
	生化学	2				
	生化学実習	1				
	医用物理学	2				
	医用工学	1				
	医用工学実習	1				
専 門 科 目	形態検 査学	病理学	1			必修科目 9 単位
		病理学実習	1			
		病理組織細胞学	2			
		病理組織細胞学実習	1			
		血液学	1			
		臨床血液学	2			
		臨床血液学実習	1			
		生体試 料分析 検査学	臨床検査総論	2		
	臨床検査総論実習		1			
	臨床検査機器総論		1			
	臨床化学		2			
	臨床化学		2			
	臨床化学実習		1			
	放射線検査概論	1				

	分子生物学	1			
	遺伝子検査学	2			
	遺伝子検査学実習	1			
感染・ 生体防 御検査 学	微生物学	1			必修科目14単位
	臨床微生物学	2			
	臨床微生物学	1			
	微生物学実習	1			
	臨床微生物学実習	1			
	医動物学	2			
	免疫学	1			
	臨床免疫学	2			
	臨床免疫学実習	1			
	輸血移植検査学	1			
	輸血移植検査学実習	1			
生理機 能検査 学	生理機能検査学	2			必修科目 7 単位
	生理機能検査学	2			
	生理機能検査学実習	1			
	生理機能検査学実習	1			
	画像検査学	1			
検査総 合管理 学	臨床検査学概論	1			必修科目 5 単位
	検査管理学	2			
	院内感染管理学	1			
	医療情報学	1			
医学検 査の実 践	臨地実習	1			必修科目10単位
	臨地実習	2			
	臨地実習	7			
医学検 査の応 用・発 展	医学検査診断学	3			必修科目 9 単位
	医学検査診断学	2			
	医学検査研究	4			
	医学検査セミナー			1	
食品衛 生管理 者・食 品衛生 監視員 の任用 資格取 得科目	食品関係法規			1	
	食品衛生学			1	
	衛生行政学			1	
	毒性学			2	
	計	117	34	9	合計128単位以上（食 品衛生管理者・食品 衛生監視員の任用資 格を取得するため には、133単位以上）

## 附 則

- この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立医療技術大学学則別表の規定は、この規則の施行の日以後に愛媛県立医療技術大学に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業科目及び単位数について適用し、同日前に同校に入学した者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業科目及び単位数については、なお従前の例による。



○愛媛県規則第20号

愛媛県立看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立看護専門学校学則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 <u>第5条</u>）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（第6条・第7条）</p> <p>第3章 入学、休学、退学等（第8条 <u>第19条</u>）</p> <p>第4章 教育課程（第20条 <u>第23条</u>）</p> <p>第5章 卒業（第24条・第25条）</p> <p>第6章 職員組織等（第26条・第27条）</p> <p>第7章 健康管理（第28条）</p> <p>第8章 授業料、入学料及び入学選考料（第29条 <u>第32条</u>）</p> <p>第9章 賞罰（第33条・第34条）</p> <p>第10章 雑則（第35条）</p> <p>附則</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>（自己評価）</p> <p><b>第5条</b> <u>学校は、教育水準の向上を図るとともに、第1条の目的を達成するため、教育活動の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 自己評価の結果は、学生、保護者その他の学校関係者に公表するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 自己評価に関し必要な事項は、校長が定める。</u></p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>（転入学）</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>第12条の規定は、第1項の規定により転入学を許可された者（以下「転入学者」という。）について準用する。</u></p> <p>5 省略</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>（除籍）</p> <p><b>第19条</b> <u>校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第15条第2項の休学期間を超えたとき。</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 <u>第4条</u>）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（<u>第5条</u>・第6条）</p> <p>第3章 入学、休学、退学等（<u>第7条</u> <u>第18条</u>）</p> <p>第4章 教育課程（<u>第19条</u> <u>第22条</u>）</p> <p>第5章 卒業（第23条・第24条）</p> <p>第6章 職員組織等（<u>第25条</u>・第26条）</p> <p>第7章 健康管理（<u>第27条</u>）</p> <p>第8章 授業料、入学料及び入学選考料（<u>第28条</u> <u>第31条</u>）</p> <p>第9章 賞罰（<u>第32条</u>・<u>第33条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>（転入学）</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>第11条の規定は、第1項の規定により転入学を許可された者（以下「転入学者」という。）について準用する。</u></p> <p>5 省略</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p><b>第15条</b> 省略</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p>（除籍）</p> <p><b>第18条</b> <u>校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第14条第2項の休学期間を超えたとき。</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p>

**第20条** 省略

**第21条** 省略

**第22条** 省略

**第23条** 省略

(卒業の認定)

**第24条** 校長は、3年(第14条第1項の規定により入学した者については、同条第5項の規定により定められた修業すべき年数)以上在学し、別表に定める単位数を修得した学生について、卒業を認定する。ただし、欠席日数(校長が定める欠席の日数を除く。)が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、この限りでない。

**第25条** 省略

**第26条** 省略

**第27条** 省略

**第28条** 省略

**第29条** 省略

**第30条** 省略

**第31条** 省略

**第32条** 省略

**第33条** 省略

**第34条** 省略

**第35条** 省略

様式第1号(第10条関係) 省略

様式第2号(第12条関係) 省略

様式第3号(第14条関係) 省略

様式第4号(第15条関係) 省略

様式第5号(第16条関係) 省略

様式第6号(第17条関係) 省略

様式第7号(第18条関係) 省略

様式第8号(第25条関係) 省略

**第19条** 省略

**第20条** 省略

**第21条** 省略

**第22条** 省略

(卒業の認定)

**第23条** 校長は、3年(第13条第1項の規定により入学した者については、同条第5項の規定により定められた修業すべき年数)以上在学し、別表に定める単位数を修得した学生について、卒業を認定する。ただし、欠席日数(校長が定める欠席の日数を除く。)が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、この限りでない。

**第24条** 省略

**第25条** 省略

**第26条** 省略

**第27条** 省略

**第28条** 省略

**第29条** 省略

**第30条** 省略

**第31条** 省略

**第32条** 省略

**第33条** 省略

**第34条** 省略

様式第1号(第9条関係) 省略

様式第2号(第11条関係) 省略

様式第3号(第13条関係) 省略

様式第4号(第14条関係) 省略

様式第5号(第15条関係) 省略

様式第6号(第16条関係) 省略

様式第7号(第17条関係) 省略

様式第8号(第24条関係) 省略

**第2条** 愛媛県立看護専門学校学則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第20条、第24条関係)

授業科目及び単位数

		授 業 科 目	単位数
基 礎 分 野	科学的思考の基礎	情報科学	1
		哲学	1
		論理学	1
統計学		1	
人 間 と 生 活 ・ 社 会 の 理 解	人間と生活・社会の理解	社会学	1
		心理学	1
		人間関係論	1
		文化人類学	1
		教育学	1
		保健体育	2
		英語	3
計			14
専 門 基 礎	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進	人体形態機能病態学 (解剖学総論、病理学総論)	1
		人体形態機能病態学 (感染症、膠原病・アレルギー)	1
		人体形態機能病態学 (運動器系)	1
		人体形態機能病態学 (呼吸器系)	1

分野		人体形態機能病態学 (循環器系)	1
		人体形態機能病態学 (消化器系)	1
		人体形態機能病態学 (腎・泌尿器系、血液・造血器系)	1
		人体形態機能病態学 (代謝・内分泌系、脳・神経系)	1
		人体形態機能病態学 (感覚器系(耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科))	1
		人体形態機能病態学 (精神疾患、小児疾患)	1
		人体形態機能病態学 (女性生殖器系疾患、母性疾患)	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	代謝・栄養学	1
		代謝・栄養学	1
		薬理学	1
		関連医学(放射線医学、麻酔法・救急医学、リハビリテーション医学)	1
	健康支援と社会保障制度	地域保健	1
		地域保健	1
		保健医療システム	1
保健医療システム		1	
社会福祉		1	
社会福祉		1	
計			21
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論(看護の対象・目的・機能と役割)	1
		基礎看護学方法論(人間関係成立の技術)	1
		基礎看護学方法論(安全管理技術、感染予防技術)	1
		基礎看護学方法論(フィジカルアセスメント)	1
		基礎看護学方法論(活動・休息援助技術、環境調整技術)	1
		基礎看護学方法論(清潔・衣生活援助技術)	1
		基礎看護学方法論(食生活援助技術、排泄援助技術)	1
		基礎看護学方法論(呼吸・循環を整える技術)	1
		基礎看護学方法論(救命救急処置技術)	1
		基礎看護学方法論(診察・検査の援助技術、創傷管理技術)	1
		基礎看護学方法論(与薬の技術)	1
		基礎看護学方法論(看護過程)	1
		基礎看護学方法論(看護倫理)	1
	臨地実習	基礎看護学実習	1
基礎看護学実習		2	
計			16
専門分野	成人看護学	成人看護学概論(成人看護の対象・目的・機能と役割)	1
		成人看護学方法論(消化器系)	1
		成人看護学方法論(呼吸器系、感染症)	1
		成人看護学方法論(循環器系、脳・神経系)	1
		成人看護学方法論(代謝・内分泌系、膠原病)	1
		成人看護学方法論(腎・泌尿器系、血液・造血器系)	1
	老年看護学	老年看護学概論(老年看護の対象・目的・機能と役割)	1
		老年看護学方法論(高齢者の特徴と健康生活維持のための援助)	1
		老年看護学方法論(健康障害時の看護、運動器系、感覚器系)	1
		老年看護学方法論(健康障害時や健康生活維持のための看護、看護過程の展開)	1
	小児看護学	小児看護学概論(小児看護の対象・目的・機能と役割)	1
		小児看護学方法論(成長発達と健康増進のための看護)	1
		小児看護学方法論(健康を障害された小児の看護、治療処置別看護)	1
		小児看護学方法論(疾患を持つ小児の看護)	1
	母性看護学	母性看護学概論(母性看護の対象理解)	1
		母性看護学概論(母子に関する保健)	1
		母性看護学方法論(妊婦・産婦・褥婦及び新生児の看護)	1

		母性看護学方法論 (周産期の看護技術と看護過程の展開)	1
精神看護学		精神看護学概論(精神看護の対象・目的・機能と役割)	1
		精神看護学方法論 (健康保持・増進の看護)	1
		精神看護学方法論 (健康障害時の看護)	1
		精神看護学方法論 (看護過程の展開)	1
臨地実習		成人看護学実習	2
		成人看護学実習	2
		成人看護学実習	2
		老年看護学実習	2
		老年看護学実習	2
		小児看護学実習	2
		母性看護学実習	2
		精神看護学実習	2
		計	38
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論(在宅看護の対象・目的・機能と役割)	1
		在宅看護方法論 (在宅看護の実際)	1
		在宅看護方法論 (在宅看護技術)	1
		在宅看護方法論 (看護過程の展開)	1
	看護の統合と実践	医療安全	1
		看護管理	1
		看護研究	1
		看護技術演習	1
	臨地実習	在宅看護論実習	2
		看護の統合と実践実習	2
		計	12
		合 計	101

附 則

- この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 第 2 条の規定による改正後の愛媛県立看護専門学校学則別表の規定は、この規則の施行の日以後に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者(同日前に同校に入学した者を除く。)に係る授業科目及び単位数について適用し、同日前に同校に入学した者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業科目及び単位数については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第21号

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、<u>愛媛県医師確保奨学基金条例</u> (平成18年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において「大学」、「医学生」又は「初期臨床研修」とは、それぞれ<u>条例第 3 条第 1 号に規定する大学、医学生又は初期臨床研修をいう。</u></p>	<p><u>愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、<u>愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例</u>(平成18年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において「大学」とは、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。)</u>をいう。</p>

( 知事が指定する医療機関等 )

**第3条** 知事は、次に掲げる県内の医療機関等 \_\_\_\_\_ のうちから、  
 条例第1条の目的を達成するため、条例第3条各号に規定する医  
 療機関等として指定することができる。

- (1)~(4) 省略
- (5) その他県内の医療 \_\_\_\_\_ を確保するために設置されている機  
 関

( 奨学金の貸与者 )

**第4条** 条例第3条第1号の規則で定める者 \_\_\_\_\_ は、次に掲げる期間  
 を通じてへき地医療医師確保奨学金 ( 以下「へき地医療奨学金」  
 という。 ) の貸与を受けようとする者とする。

- (1)・(2) 省略

**2** 条例第3条第2号の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち  
 連続する2年間又は3年間 ( 大学卒業から医師の免許を取得する  
 までの期間を除く。 ) を通じて地域医療医師確保短期奨学金 ( 以  
 下「地域医療奨学金」という。 ) の貸与を受けようとする者とな  
 る。

- (1) 大学の医学を履修する課程における第5年次以上から当該大  
 学を卒業するまでの正規の修業期間
- (2) 初期臨床研修を受けている期間 ( 2年を限度とする。 )
- (3) 初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等 ( 3年を超  
 えない範囲で知事が認めるものに限る。以下「後期臨床研修」  
 という。 ) を県内の医療機関等において受けている期間

( 奨学金の金額 )

**第5条** 奨学金の金額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、  
 それぞれ当該各号に定める額 \_\_\_\_\_ とする。

- (1) へき地医療奨学金 大学在学期間中であっては月額10万円、  
 初期臨床研修期間中であっては月額4万円
- (2) 地域医療奨学金 月額10万円

( 奨学金の貸与の期間及び方法 )

**第6条** 奨学金を貸与する期間は、次の各号に掲げる奨学金の区分  
 に応じ、それぞれ当該各号に定める期間 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ とする。

- (1) へき地医療奨学金 第9条第2項の規定により知事が奨学金  
 の貸与の適否を決定した日の属する月 ( 知事が特に必要と認め  
 る場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月 ) から初  
 期臨床研修を修了する日の属する月まで
- (2) 地域医療奨学金 第9条第2項の規定により知事が奨学金の  
 貸与の適否を決定した日の属する月 ( 知事が特に必要と認める  
 場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月 ) から2年  
 又は3年を経過する月 ( 後期臨床研修を受けない者で貸与の期  
 間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合にあつては当  
 該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研修を受け  
 る者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場  
 合にあつては当該後期臨床研修を修了する日の属する月 ) まで

**2** この規則において「初期臨床研修」とは、医師法 ( 昭和23年法  
 律第201号 ) 第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。

**3** この規則において「後期臨床研修」とは、初期臨床研修の修了  
 後に行う専門的な臨床研修等 ( 3年を超えない範囲で知事が認め  
 るものに限る。 ) をいう。

**4** この規則において「指定医療機関等」とは、次条の規定により  
 知事の指定を受けた県内のへき地医療機関等をいう。

( 指定医療機関等 )

**第3条** 知事は、次に掲げる県内のへき地医療機関等のうちから、  
 条例第1条の目的を達成するため、指定医療機関等 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ として指定することができる。

- (1)~(4) 省略
- (5) その他県内のへき地医療を確保するために設置されている機  
 関

( 奨学金の貸与者 )

**第4条** 条例第3条 \_\_\_\_\_ の規則で定めるものは、次に掲げる期間  
 を通じてへき地医療医師確保奨学金 ( 以下「奨学金 \_\_\_\_\_」  
 という。 ) の貸与を受けようとする者とする。

- (1)・(2) 省略

( 奨学金の金額 )

**第5条** 奨学金の金額は、大学在学期間中であつては月額10万円、  
 初期臨床研修期間中であつては月額4万円とする。

( 奨学金の貸与の期間及び方法 )

**第6条** 奨学金を貸与する期間は、第9条第2項の規定により知事  
 が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月 ( 知事が特に必要  
 と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月 ) から  
 初期臨床研修を修了する日の属する月までとする。

## 2 省略

(貸与の申請)

**第7条** 奨学金の貸与を受けようとする者は、へき地医療奨学金にあってはへき地医療医師確保奨学金貸与申請書(様式第1号)に、地域医療奨学金にあっては地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 身上調書(様式第3号)
- (2) 医学生にあっては大学の学業成績証明書、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあっては研修期間、研修内容を証明する書類
- (3) 医学生にあっては大学又は学部の長の推薦書(医学生用)(様式第4号)、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあっては研修を受ける医療機関等の長の推薦書(研修医)(様式第5号)
- (4) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

(5)・(6) 省略

## 2 省略

(貸与の取消し及び休止)

**第10条** 知事は、へき地医療奨学金の貸与を受けた者 が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、へき地医療奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) へき地医療奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 省略
- (6) 第4条第1項各号に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条第1項各号に掲げる期間が満了するまでにへき地医療奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、地域医療奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、地域医療奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 大学の課程を退学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中止したとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師免許を取得後、直ちに初期臨床研修を開始しないとき。
- (4) 地域医療奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 心身の故障のため、大学の課程の履修又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (6) 第4条第2項各号に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条第2項各号に掲げる期間が満了するまでに地域医療奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

3 知事は、へき地医療奨学金の貸与を受けた者が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修を中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は初期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、へき地医療奨学金の貸

## 2 省略

(貸与の申請)

**第7条** 奨学金の貸与を受けようとする者は、\_\_\_\_\_へき地医療医師確保奨学金貸与申請書(様式第1号)  
\_\_\_\_\_次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 大学の学業成績証明書
- (2) へき地医療医師確保奨学金貸与者推薦調書(様式第2号)

(3) 本人の戸籍抄本(4) 本人の履歴書

(5)・(6) 省略

## 2 省略

(貸与の取消し及び休止)

**第10条** 知事は、奨学金 の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。) が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金 の貸与を取り消すものとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) 奨学金 の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 省略
- (6) 第4条各号 に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条各号 に掲げる期間が満了するまでに奨学金 の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、被貸与者 が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修を中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は初期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、奨学金 の貸

与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与されたへき地医療奨学金があるときは、そのへき地医療奨学金は、当該へき地医療奨学金の貸与を受けた者が復学し、又は初期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

4 知事は、地域医療奨学金の貸与を受けた者が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、地域医療奨学金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された地域医療奨学金があるときは、その地域医療奨学金は、当該地域医療奨学金の貸与を受けた者が復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

**第11条** へき地医療奨学金又は地域医療奨学金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。被貸与者が死亡したときは、その保証人)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書(様式第6号)に奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を受ける期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(後期臨床研修の承認)

**第12条** 被貸与者は、後期臨床研修を受けようとするときは、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書(様式第7号)に当該医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請等)

**第13条** 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還免除申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条第1号に規定する業務(以下「業務」という。)に従事した期間がある場合は、業務従事証明書(様式第9号)
- (2) 省略

2 省略

(返還)

**第15条** 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日(次項において「返還期日」という。)までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 省略
- (3) 死亡したとき(第10条第1項第6号及び同条第2項第6号の場合を除く。)

与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金 \_\_\_\_\_ があるときは、その奨学金 \_\_\_\_\_ は、当該被貸与者 \_\_\_\_\_ が復学し、又は初期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

**第11条** 被貸与者 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書(様式第3号)に \_\_\_\_\_ 保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条第2号に掲げる期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項 \_\_\_\_\_ の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

(後期臨床研修の承認)

**第12条** 被貸与者は、後期臨床研修を受けようとするときは、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書(様式第4号)に当該医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請等)

**第13条** 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、へき地医療医師確保奨学金返還免除申請書(様式第5号) \_\_\_\_\_ に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条第1号に規定する業務(以下「業務」という。)に従事した期間がある場合は、業務従事証明書(様式第6号)
- (2) 省略

2 省略

(返還)

**第15条** 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日(次項において「返還期日」という。)までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項 \_\_\_\_\_ の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 省略
- (3) 死亡したとき(第10条第1項第6号 \_\_\_\_\_ の場合を除く。)

(4)・(5) 省略

2 省略

(返還の猶予)

第16条 省略

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還猶予申請書(様式第10号)に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 省略

(退学等の届出)

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第11号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院に                    入学したとき。

(5) 条例第3条各号の規定により知事が指定する医療機関等を退職したとき。

(6) 条例第3条各号の規定により知事が指定する医療機関等の医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

(7)・(8) 省略

(9) 医師法(昭和23年法律第201号)第7条第2項の規定による処分を受けたとき。

(10) 省略

(死亡の届出)

第18条 被貸与者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、被貸与者死亡届出書(様式第12号)に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

(保証人の変更)

第19条 被貸与者は、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書(様式第13号)に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

様式第1号(第7条関係) へき地医療医師確保奨学金貸与申請書

省略

へき地医療医師確保奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県医師確保奨学基金条例                     (平成18年愛媛県条例第15号)及び愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則                     (平成18年愛媛県規則第30号)の規定を遵守し、将来、同条例第3条第1号の規定により知事が指定する医療機関等において医師としての業務に従事します。

また、規定により、奨学金の返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返済します。

省略

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 身上調書(様式第3号)

(3) 推薦書(医学生用)(様式第4号)

(4)・(5) 省略

2 省略

(返還の猶予)

第16条 省略

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、へき地医療医師確保奨学金返還猶予申請書(様式第7号)                     に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 省略

(退学等の届出)

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式第8号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 学校教育法                     第97条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。

(5) 指定医療機関等                     を退職したとき。

(6) 大学における修学、初期臨床研修、後期臨床研修又は                     業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

(7)・(8) 省略

(9) 医師法                     第7条第2項の規定による処分を受けたとき。

(10) 省略

(保証人の変更)

第18条 被貸与者は、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書(様式第9号)に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

様式第1号(第7条関係) へき地医療医師確保奨学金貸与申請書

省略

へき地医療医師確保奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例(平成18年愛媛県条例第15号)及び愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の規定を遵守し、将来、指定医療機関等                     において医師としての業務に従事します。

また、規定により、奨学金の返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返済します。

省略

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) へき地医療医師確保奨学金貸与者推薦調書(様式第2号)



- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

様式第4号(第7条、様式第1号、様式第2号関係) 推薦書(医学生用)

推 薦 書(医学生用)	
省略	
省略	省略
生年月日	年 月 日 (満 歳)
省略	
上記の者は、へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)貸与者として適当と認められますので推薦をします。	
省略	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

- 様式第6号 省略
- 様式第7号 省略
- 様式第8号 省略

様式第9号(第13条、様式第8号関係) 業務従事証明書

省略	
下記の者は、当医療機関等において業務に従事したことを証明します。	
省略	
業務に従事した期間中に休職をし、又は停職にされた期間があったときは、その期間、月数及びその理由	省略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号(第16条関係) へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還猶予申請書

へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還猶予申請書	
省略	
省略	
奨学金の貸与額	省略
省略	
在学する大学又は在職する法人等 の名称	省略
省略	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 省略

様式第11号 省略

様式第13号(第19条関係) 保証人変更届出書

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

様式第2号(第7条、様式第1号関係) へき地医療医師確保奨学金貸与者推薦調書

へき地医療医師確保奨学金貸与者推薦調書	
省略	
省略	省略
生年月日	年 月 日生(満 歳)
省略	
上記の者は、へき地医療医師確保奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。	
省略	

注 2名以上の推薦の場合は、「その他意見」の欄に推薦順位を記載すること。

- 様式第3号 省略
- 様式第4号 省略
- 様式第5号 省略

様式第6号(第13条、様式第5号関係) 業務従事証明書

省略	
下記の者は、当医療機関等において業務に従事していたことを証明します。	
省略	
業務に従事した期間中に休職期間 があったときはその期間、月数及びその理由	省略

様式第7号(第16条関係) へき地医療医師確保奨学金返還猶予申請書

へき地医療医師確保奨学金返還猶予申請書	
省略	
省略	
奨学金の返還未済額	省略
省略	
在学する大学又は 職する病院若しくは 診療所等の名称	省略
省略	

注 省略

様式第8号 省略

様式第9号(第18条関係) 保証人変更届出書

省略	
新 連 帯 保 証 人	省略
	届出者の貸付決定番号 年度第 号に係るへき 地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金） については、本人と連帯して返還の債務を負担します。
旧 連 帯 保 証 人	省略
省略	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 新たに保証人となる者の印鑑証明書を添付すること。

省略	
新 保 証 人	省略
	申請者が貸与を受けるへき地医療医師確保奨学金 については、本人と連帯して返還の債務を負担します。
旧 保 証 人	省略
省略	

- 注 新保証人 の印鑑証明書を添付すること。

**第2条** 愛媛県へき地医療医師確保奨学金基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第2号(第7条関係) 地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

申請者 氏名 ㊟

親権者又は後見人 氏名 ㊟

地域医療医師確保短期奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県医師確保奨学基金条例(平成18年愛媛県条例第15号)及び愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の規定を遵守し、将来、同条例第3条第2号の規定により知事が指定する医療機関等において医師としての業務に従事します。

また、規定により、奨学金の返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返済します。

貸与希望期間	2年・3年		
ふりがな氏名		性別	男・女
大学名又は研修機関名		生年月日及び年齢	年月日(満歳)
修学(研修)期間	年月日から 年月日まで (学年)	医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年月日
現住所及び電話番号	〒 ( ) -		
帰省先住所及び電話番号	〒 ( ) -		

申請者が貸与を受ける地域医療医師確保短期奨学金について、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

住所  
連帯保証人 氏名 ㊟

電話番号

住所  
連帯保証人 氏名 ㊟

電話番号

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 貸与希望期間欄及び性別欄は、該当する年数及び性別を○で囲むこと。  
 4 次に掲げる書類を添付すること。  
 (1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書  
 (2) 身上調書(様式第3号)  
 (3) 医学生にあっては大学又は学部の長の推薦書(医学生用)(様式第4号)、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあっては研修を受ける医療機関等の長の推薦書(研修医用)(様式第5号)

- (4) 医学生にあつては、大学の学業成績証明書
- (5) 保証人の印鑑証明書
- (6) 初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては、研修期間、研修内容等を証明する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

## 様式第3号(第7条、様式第1号、様式第2号関係) 身上調書

身 上 調 書				
本 人	氏 名			写真ちょう付欄 申請前3月以内 に正面から撮影 した無帽の上 半身像で、縦4 センチメートル 横3センチメー トルのもの
	履 歴	年 月 中学校卒業 年 月 高等学校入学 年 月 高等学校卒業 年 月 中等教育学校入学 年 月 中等教育学校卒業 年 月 大学入学 年 月 大学卒業		
親 権 者 又 は 後 見 人	ふりがな 氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 ( ) -		本人との 続柄
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 ( ) -		本人との 続柄
	職 業		年 収	税込み 円
	ふりがな 氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 ( ) -		本人との 続柄
	職 業		年 収	税込み 円

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

## 様式第5号(第7条、様式第1号、様式第2号関係) 推薦書(研修医用)

推 薦 書 (研修医用)			
所 属 名			
ふりがな 氏 名		研修開始年月 修了予定年月	年 月 年 月
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
研修に関する状況			
健康に関する状況			
その他意見(人物評価等その他推薦事項。任意記入)			
<p>上記の者は、地域医療医師確保短期奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。</p> <p>愛媛県知事                      様</p> <p style="text-align: right;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">開設者又は管理者                      印</p>			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 6 号を次のように改める。



## 様式第6号(第11条関係) 借用証書

## 借 用 証 書

年 月 日

愛媛県知事 様

	住所		
	氏名		⑩
本 人	貸付決定番号	年度 第	号
	電話番号		
連帯保証人	住所		
	氏名		⑩
	電話番号		
連帯保証人	住所		
	氏名		⑩
	電話番号		

金 \_\_\_\_\_ 円

愛媛県医師確保奨学基金条例（平成18年愛媛県条例第15号）及び愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成18年愛媛県規則第30号）に基づき貸与を受けた奨学金について、上記の金額を確かに借用しました。

保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けたへき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）の返還の債務を負担します。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 保証人が提出する場合にあっては、本人の氏名及び貸付決定番号を記入すること。ただし、押印は、必要ない。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類
  - (2) 保証人の印鑑証明書

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号(第13条関係) へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還免除申請書

へき地医療医師確保奨学金(地域医療医師確保短期奨学金)返還免除申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所 申請者 氏名 (印) 貸与を受けた者との続柄 ( )	
貸付決定番号	年度 第 号
奨学金の貸与額	金 円
免除申請額	金 円
業務に従事した 指定医療機関等 の名称及び期間	名 称
	期 間 年 月 日～年 月 日
	~~~~~
	年 月 日～年 月 日
医籍登録番号 及び登録年月日	( 号) 年 月 日登録
休職又は停職の有無 及びその期間	
死亡又は業務に 従事することが できなくなった理由	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。  
 4 次に掲げる書類を添付すること。  
 (1) 業務に従事した期間がある場合にあつては、業務従事証明書(様式第9号)  
 (2) 死亡又は退職の場合にあつては、その理由及び年月日を証する書類

様式第11号の次に次の1様式を加える。

## 様式第12号（第18条関係） 被貸与者死亡届出書

被貸与者死亡届出書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住 所		
届出者 氏 名 ㊟		
死亡者との続柄 ( )		
貸付決定番号	年度 第 号	
死 亡 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
死亡年月日	年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添付すること。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

薬事法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（提出する書類の経由）</p> <p><b>第2条</b> 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を経由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。ただし、薬局の所在地が松山市の区域内である場合にあつては、<u>法第8条の2第1項及び第2項の規定により知事に提出する報告書は、直接提出しなければならない。</u></p> <p>（許可更新申請書の提出期間）</p> <p><b>第3条</b> 省令 _____ _____第23条及び第30条の規定による許可更新申請書の提出は、許可の有効期間満了 _____ 1箇月前までにするものとする。</p>	<p>（提出する書類の経由）</p> <p><b>第2条</b> 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を経由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。</p> <p>（許可更新申請書の提出期間）</p> <p><b>第3条</b> 省令第6条（省令第141条及び第153条において準用する場合を含む。）、<u>第23条及び第30条の規定による許可更新申請書の提出は、許可の有効期間満了 2箇月前から 1箇月前までにするものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（自主回収の着手又は終了の報告）

**第2条** 条例第22条第1項本文の規定による報告は、自主回収着手報告書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる写真及び書類を添付しなければならない。

- (1) 回収する食品等を撮影した写真があるときは、その写真
- (2) 回収する食品等に表示事項があるときは、その表示事項を記載した書類
- (3) 新聞、ラジオ放送、テレビジョン放送、インターネットその他の方法により広告をする場合は、その広告の内容を記載した書類

3 条例第22条第3項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式第2号）を提出して行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経由すべき機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。

回 収 理 由	機 関
食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。	事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所（以下「事業所等」という。）の所在地を管轄する保健所長
農業取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。	事業所等の所在地を管轄する地方局長
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。	事業所等の所在地を管轄する家畜保健衛生所長
計量法（平成4年法律第51号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。	計量検定所長

（危害情報の申出）

**第3条** 条例第25条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 申出者の氏名及び住所
- (2) 申出の内容及び理由

（推進県民会議の会長及び副会長）

**第4条** 愛媛県食の安全安心推進県民会議（以下「推進県民会議」という。）に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（推進県民会議の会議）

**第5条** 推進県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進県民会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 推進県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（推進県民会議の庶務）

**第6条** 推進県民会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（会長への委任）

**第7条** 前3条に定めるもののほか、推進県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進県民会議に諮って定める。

（補則）

**第8条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 様式第1号(第2条、様式第2号関係) 自主回収着手報告書

(表)

## 自主回収着手報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ④

次のとおり、生産(採取・製造・輸入・加工・販売)をした食品等の自主的な回収に着手したので、愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)第22条第1項本文の規定により報告します。

回収する食品等の商品名(名称)	
回収する食品等を特定する情報	
生産等が行われた事業所等の名称及び所在地	
回収する食品等の出荷年月日(販売年月日)、出荷先(販売先)及び数量	
回収を開始した年月日	年 月 日
回収方法等	



(裏)

回収理由	違反し、又は違反するおそれがある法律の名称	内 容
回収に至った原因		
想定される健康への影響		
担当者	所属部署	
	氏名	
	電話番号	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形態、内容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等を記載すること。

4 「回収する食品等の出荷年月日（販売年月日）、出荷先（販売先）及び数量」欄は、記載欄が不足するときは、「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

5 「回収方法等」欄は、回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。

6 「回収理由」欄は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び薬事法（昭和35年法律第145号）並びに計量法（平成4年法律第51号）のうち、該当する法律をすべて記載し、当該法律に違反し、又は違反するおそれがある内容を記載すること。

7 「回収に至った原因」欄は、不明の場合はその旨を記載すること。

8 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 回収する食品等を撮影した写真があるときは、その写真

(2) 回収する食品等に表示事項があるときは、その表示事項を記載した書類

(3) 新聞、ラジオ放送、テレビジョン放送、インターネットその他の方法により広告をする場合は、その広告の内容を記載した書類

様式第2号(第2条関係) 自主回収終了報告書

(表)

自主回収終了報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

報告者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

次のとおり、 年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収を終了したので、愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)第22条第3項の規定により報告します。

回収した食品等の商品名(名称)	
回収を終了した年月日	年 月 日
回収した食品等の数量	

(裏)

回収に至った原因		
再発防止のために講じた措置		
回収した食品等の保管場所及び処分等の方法		
処分等を行う予定時期		
担当者	所属部署	
	氏名	
	電話番号	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロットがあるときは、ロットごとの数量を記載すること。

4 「回収に至った原因」欄は、自主回収着手報告書（様式第1号）の提出後に新たに判明した原因その他自主回収着手報告書に記載していない原因を記載すること。